

第10回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和5年4月25日(火) 午後3時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒田 暢 委員 3番 志田 敏朗 委員 4番 恩田 明雄 委員  
5番 五十嵐 晃樹 委員 6番 齋藤 俊介 委員 7番 石栗 聡 委員  
8番 齋藤 学 委員 9番 齋藤 茂 委員 10番 庄司 正廣 委員

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

2番 大川 里美 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
第2 報告事項2 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について  
第3 第22号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第4 第23号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
第5 第24号議案 農用地利用集積計画の決定について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司 正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局長 須藤 輝一  
事務局長補佐 渋谷 淳  
総務係長 渡部 涼子  
会計年度任用職員 高橋 加奈

- 議 長 ただ今より、第10回三川町農業委員会総会を開会いたします。  
(15:30)
- 総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。  
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。  
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 異議なしと認めます。  
したがって、3番 志田 敏朗 委員、6番 齋藤 俊介 委員の2名を指名いたします。
- これより、報告並びに議案の審議に入ります。  
それでは、日程第1 報告事項1「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」及び日程第2 報告事項2「農地中間管理事業に関する配分計画(案)について」の報告を求めます。  
事務局、説明願います。
- 渡部総務係長 (説明) << 報告事項1 >>  
(説明) << 報告事項2 >>
- 議 長 以上で日程第1及び第2の報告を終わります。  
次に、日程第3 第22号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。  
事務局からの説明を求めます。
- 渡部総務係長 (説明) << 第22号議案 >>
- 議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。  
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手)(賛成8名、反対0名)
- 挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。
- 次に、日程第4 第23号議案「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。  
事務局からの説明を求めます。
- 渡部総務係長 (説明) << 第23号議案 >>
- 議 長 本案件については転用でありますので、過日実査しております。実査委員長より報告を求めます。  
3番 志田 敏朗 委員、登壇願います。
- 3 番 農地法第5条の規定による許可申請について、令和5年4月19日、庄司会長、黒田委員、渋谷事務局長補佐、渡部総務係長、五名にて実査を行いました。本件は元々苗代の一角で、現在はその機能を果たしていない場所です。3年前に農地パトロールを行った場所です。前は荒れた所でしたが、地権者に対して勧告をし、改善されたところでもあります。立地条件とし

て、北側は県道に面しております。東、西、南の面に関しましては、一般住宅が建ち並んでいる現状から周りに農地は無く、住宅建設をしても何ら問題ないものということで許可相当と判断します。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。

これから採決します。お諮りします。本案については「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成 8 名、反対 0 名)

挙手全員であります。したがって、本案については、「許可相当」といたします。

次に、日程第 5 第 2 4 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。初めに所有権の移転にかかる番号 1 について審議します。

渡部総務係長  
議 長

(説明) ≪ 第 2 4 号議案 番号 1 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成 8 名、反対 0 名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号 1 については、原案のとおり可決されました。

次に利用権の設定にかかる議案について審議します。番号 2 から 7 について事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長  
議 長

(説明) ≪ 第 2 4 号議案 番号 2 から 7 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号 2 から 7 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成 8 名、反対 0 名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号 2 から 7 については、原案のとおり可決されました。

次に農地中間管理事業にかかる議案について審議します。

初めに番号 8 について審議します。

番号 8 については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、5 番 五十嵐 晃樹 委員の退席を求めます。

(5 番 五十嵐 晃樹 委員 退席)

(15 : 48)

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐

(説明) ≪ 第 2 4 号議案 番号 8 ≫

議

長

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号8については原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号8については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(15:50)

(5番 五十嵐 晃樹 委員 着席)

(15:50)

再開します。

(15:51)

次に番号9から23について審議します。

渋谷事務局長補佐

(説明) << 第24号議案 番号9から23 >>

議

長

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号9から23について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号9から23については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、第10回三川町農業委員会総会を閉会します。

(15:53)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 3 番

議事録署名委員 6 番